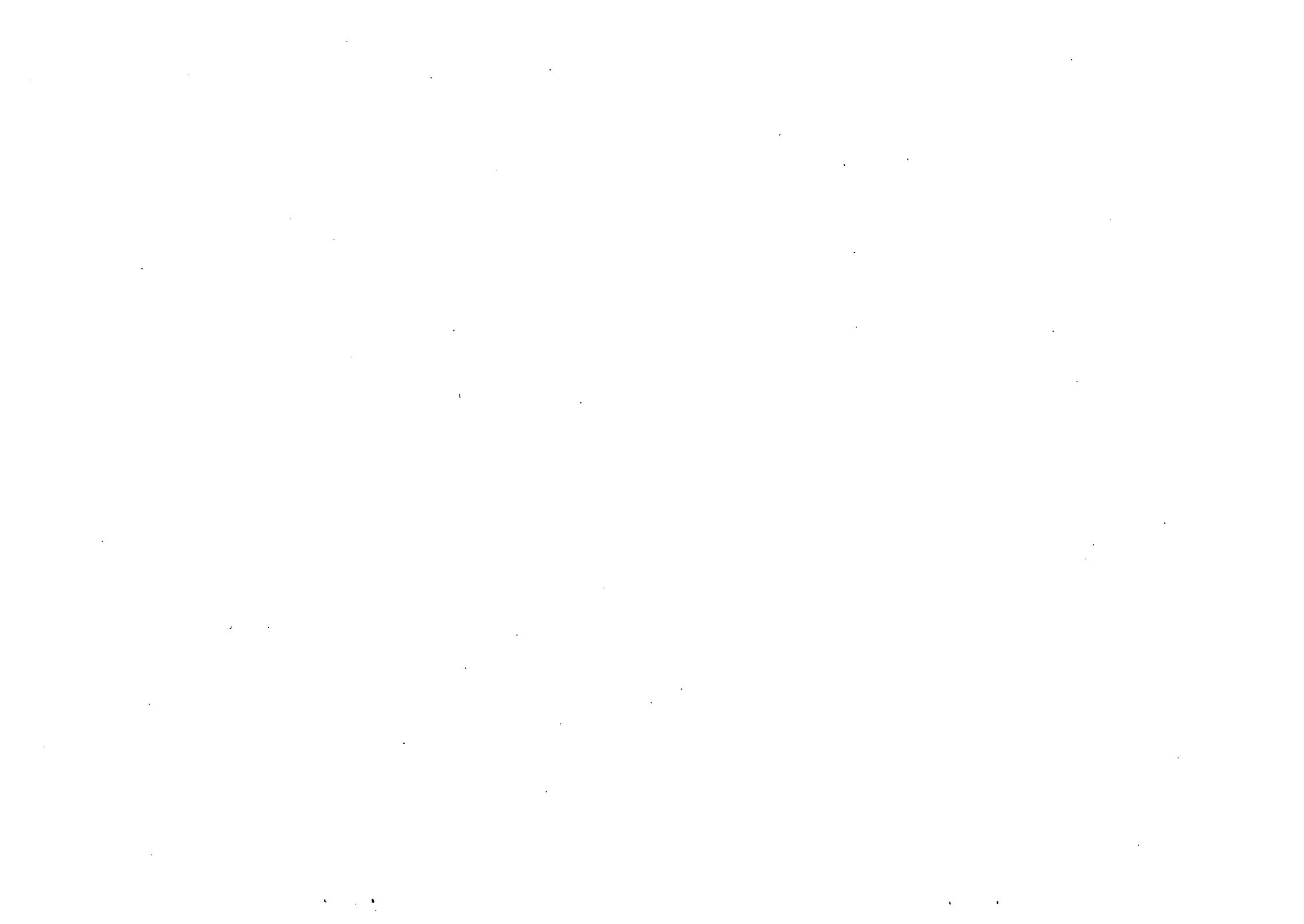


## 業務改革プログラム（再改定）（案）

### ～セカンドステージにおける改革の取組～

2005年9月27日  
(2006年4月24日改定)  
(2006年8月10日再改定)



## I. 「業務改革プログラム」の基本的な考え方

- 社会保険庁においては、平成16年11月に緊急に取り組むべき80項目の業務改革メニューを掲げた「緊急対応プログラム」を策定し、以後、逐次実施に移してきたところである。
- 今般、新たに「業務改革プログラム」を策定し、新組織が発足する平成20年度における業務改革の到達目標を示した上で、それまでの間(改革のセカンドステージ)に、「緊急対応プログラム」に基づく取組とともに、速やかに取り組むべき、もう一段の業務改革の在り方を明らかにする。
- 改革のセカンドステージにおいては、
  - ① コンプライアンスの確立された業務執行体制を早急に整備すること <法令に則った業務執行の徹底>
  - ② 行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現すること <国民サービスの向上>
  - ③ 公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得ること <年金制度の周知徹底>
  - ④ 負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化すること <保険料収納率の向上>
- の4分野を最重要課題として位置付け、併せて、



## II. 新組織発足時における業務改革の到達目標

### 1. 法令に則った業務執行の徹底

＜コンプライアンスの確立された業務執行体制の整備に向けた取組を推進＞

- ◆ 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る
- ◆ 不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェックシステムを整備し、適正な事務処理を確保する
- ◆ 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する
- ◆ 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する

### 2. 国民サービスの向上

＜「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進＞

- ◆ お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する
- ◆ 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む
- ◆ すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る
- ◆ すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う
- ◆ 全国どの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する
- ◆ 全国どの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る
- ◆ 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る
- ◆ お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う
- ◆ 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する
- ◆ 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する

### 3. 年金制度の周知徹底

＜保険料を納得して納めていただくための取組を推進＞

- ◆ 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める
- ◆ 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する

### 4. 保険料収納率の向上

＜「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進＞

- ◆ 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る
- ◆ 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る
- ◆ 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る
- ◆ 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る
- ◆ 免除等申請者の負担軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する
- ◆ 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する
- ◆ 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- ◆ 労働保険との徴収事務の一元化を推進する

### 5. 予算執行の無駄の排除

- ◆ 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する
- ◆ システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコストの低減及び業務運営の合理化を図る

### 6. 個人情報保護の徹底

- ◆ 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する

### 7. 意識改革の徹底

- ◆ すべての職員が改革意識を有する組織を実現する

### 8. 能力重視の人事政策の断行

- ◆ 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する

### III. 新たな業務改革の在り方

#### 1. 法令に則った業務執行の徹底

##### (1) 法令遵守意識の徹底

(到達目標)

- 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る。

(これまでの取組)

- これまでの不祥事案の発生等を受けて、以下の取組を実施。
  - ・ 法令遵守委員会の設置(平成 16 年 10 月～)。
  - ・ 内部通報制度の実施(平成 16 年 10 月～)。
  - ・ 全職員に毎年1回以上の法令遵守研修の受講の義務づけ(公務員倫理、個人情報保護等)(平成 17 年 2 月～)。
  - ・ 庁内各組織ごとの法令遵守推進者の設置(平成 17 年 2 月～)。

(今後の取組)

- 外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用の徹底【平成18年6月～】。
- 本庁に置かれた法令遵守委員会の調査範囲の拡大(外部からの通報、事務所等における事件・事故・事務処理誤り報告等)【平成18年7月～】。
- 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置【平成18年7月～】。
- 社会保険大学校における全ての研修、各社会保険事務局及び社会保険事務所で行う研修において、社会保険事業という国民生活にとって極めて重要な仕事に携わる使命感の涵養を図るとともに、社会保険の業務の基本を徹底させつつ、業務に即したきめ細かな法令遵守研修の充実を図る。その際、関係法制度の正確な理解を進めるため、事例集や事故リストを題材とした研修資料の活用を図る【平成18年7月～】。
- 法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯することにより「見える化」し、法令遵守意識の涵養を図る【平成 18 年 9 月～】。
- 職員からの職務遂行上の疑問等に係る相談等について、迅速かつ機動的に対応ができる仕組みの整備【平成 18 年 9 月～】。

## (2) 事務処理のチェックシステムの整備

### (到達目標)

- 不適正処理の防止及び早期発見が可能となるチェックシステムを整備し、適正な事務処理を確保する。



### (これまでの取組)

- 平成17年度末に5箇年の「社会保険業務の業務・システム最適化計画」をとりまとめ、社会保険オンラインシステムの刷新に着手。(平成18年度～)



### (今後の取組)

- 現行システムにおいて、コスト面に留意しつつ、入力処理履歴から事務所ごとの特定の入力記録を抽出した上で、統計的に整理し、異常数値を監視するシステムを開発。【平成18年度中～】。
- 国民年金の免除等の申請書の入力等について、共同事務センターへ集約化し、受付と入力処理の分離を進めるとともに、OCR(光学式文字読取装置)による処理の必須化と窓口装置からの直接入力の原則禁止を図る【平成18年9月～】。
- 平成22年度末に稼働予定の刷新システムにおいては、以下のチェック機能を整備する【平成23年度～】。
  - ・入力業務は、集約事務センターに集中化する。
  - ・スキャナー装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定する。
  - ・監察部門に対し、調査・分析データを提供する。

### (3) 監査部門の機能強化

#### (到達目標)

- 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する。



#### (これまでの状況・取組)

- 業務監察は、本庁サービス推進課社会保険指導室及び各事務局に配置された地方社会保険監察官が担っているが、これまで違反を摘発する監察よりも指導のチェックポイントに従って行う指導を重視。
- 地方社会保険監察官は、各事務局にその職員の中から任命してきたことから、十分なチェック機能を果たしづらい面があった。
- 会計監査の強化を図るため、本庁経理課に監査指導室を設置し、専任の会計監査官を置くとともに、監査指導室長には厚生労働本省出身の人材を配置。(平成17年1月～)



#### (今後の取組)

- 地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位に集約化するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監査を行う仕組みを導入【平成18年10月～】。
- 予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換を図る【平成18年9月～】。
- 「ねんきん事業機構」において設置予定の外部専門人材を登用した「特別監査官」及び「特別監査官補佐」について、現行組織において先行実施【平成18年度中～】。

#### (4) ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立

(到達目標)

- 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する。



(これまでの取組)

- 事務局のスリム化により、人員の一部を本庁に振り向け、事務企画部門、業務センターのシステム部門を強化。  
(平成 18 年度定員配置から着手)
- 国民からの苦情や事件事故について、本庁に集約して分析の上、地方へ情報提供する仕組みの整備。  
(平成 16 年 10 月～)
- 内部改善提案制度など、全庁 LAN の掲示板で、現場職員から直接に改善提案の投稿や、本庁による回答を行う仕組みを整備。(平成 16 年 10 月～)



(今後の取組)

- 事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制強化を図る。<平成 18 年度～>
- 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、職員行動規範を改正し、組織内の日常的な業務執行ルールを明確化し、徹底する。<平成 18 年 8 月～>
- 現場からの内部改善提案制度や、国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化を図る。<平成 18 年 10 月～>

## 2. 国民サービスの向上

### (1) お客様の声に対応したサービスの改善

#### (到達目標)

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する。



#### (これまでの取組)

- お客様のニーズを的確に把握し、ニーズに応じたサービスを提供するため、以下の取組を開始。
  - ・「長官へのメール・長官への手紙」、「国民の声対応報告制度」によるお客様の意見・要望の把握(平成16年10月～)。
  - ・お客様の声を踏まえたサービスの向上を推進するため、サービス推進課を新設(平成17年1月)。
  - ・全国の社会保険事務所等において窓口サービスの満足度アンケートを実施(平成17年3月)。
  - ・地域に根付いたサービスの改善を推進するため、地方社会保険事務局ごとにサービス改善協議会を設置(平成17年7月～)。



#### (今後の取組)

- 以下の取組を実施し、具体的なサービス改善を継続的に実現。
  - ・全国の社会保険事務所の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を年2回(7月、1月)定期的に実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表【平成17年度～】。
  - ・併せて、サービスの提供状況を客観的に評価するため、新たに民間の調査機関による窓口サービス実態調査を定期的に実施【平成18年度～】。
  - ・すべての通知書等を利用者の目線でわかりやすいものに改善するため、新たに受給者、被保険者等によるモニター調査を実施【平成18年度～】。
  - ・サービス向上を推進するための本庁の体制を整備【平成18年度～】。

## (2) 年金相談体制及び年金個人情報の提供等の充実

### (到達目標)

- 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む。
  - ・電話相談の応答率(中央年金相談室における応答率(16年度平均); 20.5%)を早急に5割以上、その後できる限り早期に8割以上に向上させる。
  - ・各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
  - ・ポイント制の導入(平成20年4月)に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。

### (これまでの取組)

- 社会保険事務所における年金相談の時間延長(平成16年12月~)及び休日相談の実施(平成17年度~)。
- 年金相談センター(63ヶ所)及び年金電話相談センター(23ヶ所)の整備。

### (これまでの取組)

- 各種通知書等について「記載内容が分かりづらい」などの相談・苦情が多く寄せられていたことを踏まえ、分かりやすい内容となるよう、送付件数、お客様にとっての重要度、照会件数の多さ等を考慮し、優先順位の高いものから見直しを実施(平成16年度~)。

### (これまでの取組)

- 58歳到達者を対象とした被保険者記録通知及び年金見込額のお知らせ(平成16年3月)。
- インターネットを活用した年金個人情報の提供(平成17年1月)。

### (今後の取組)

- 社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースを大幅に拡充する(56ブース→180ブース)とともに、全国共通電話番号の下に全国の年金電話相談センター(23カ所)とのネットワーク化を進め、できる限り多くの電話相談に対し、効率的に応答することができる仕組みを整備【平成17年10月~】。
- その後さらに、社会保険業務センター中央年金相談室(電話相談)及び年金電話相談センター(23ヶ所)を全国3ヶ所程度に集約し、電話、電子メール等による被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンター(民間委託)の整備について検討【平成19年度~】。

### (今後の取組)

- 引き続き、通知書等の見直しを迅速に実施し、見直しに当たっては、社会保険庁LANを活用し、利用者サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの意見を反映させるとともに、お客様の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター調査を実施【平成18年度~】。
- 従来、地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式等の統一化を図る【平成18年度~】。

### (今後の取組)

- 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についての定期的な通知(ポイント制)を導入【平成20年4月~】。
- ポイント制の導入に先立って、被保険者期間の中間点(35歳)において、被保険者に対し、御自身の年金加入状況を確認していただくための通知を実施【平成19年3月~】。
- パスワード管理の重要性について十分周知を行いつつ、インターネットを通じて、年金個人情報(被保険者記録)の即时提供を実施【平成18年3月~】。

### (3) 相談業務の質の向上

#### (到達目標)

- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。



#### (これまでの取組)

- 年金相談件数の増加に対応し、かつ、相談者のニーズに応じた的確な対応を行うことができるよう、
  - ・ 社会保険労務士の資格を有する者への年金相談員の委嘱
  - ・ 年金相談員の研修の定期的な開催等を実施。



#### (今後の取組)

- 年金相談員のスキルに応じた研修の実施、年金相談業務のマニュアル作成等により、年金相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備。

##### 【実施スケジュール】

平成17年度 年金相談員のスキル把握及び研修カリキュラムの作成

平成18年度 年金相談員担当者のレベル別研修の実施

- 民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施【平成17年度～】。

#### (4)被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底

##### (到達目標)

- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。

##### (これまでの取組)

- 住所変更、婚姻による氏名変更等により、同一人に対し、複数の基礎年金番号が付与されている問題(重複付番)について、平成9年度、平成12年度及び平成16年度の調査において判明した重複付番の解消に向け、記録の集中処理を実施。
- 基礎年金番号導入(平成9年1月)以前の過去記録(約1,870万人分)について、平成10年度から順次、本人照会及び基礎年金番号ファイルへの収録を実施。
- 市町村との協力・連携により、対象市町村内のすべての被保険者の加入記録の整備等を実施(平成17年10月～)。
- 国民年金の加入漏れの防止、申請者の負担軽減等を図るため、以下の事務に住民基本台帳ネットワークシステムを活用。
  - ・ 20歳到達者に対する国民年金への加入勧奨(平成15年4月～)
  - ・ 裁定請求の本人確認事務(裁定請求書の添付書類(住民票の写し等)の省略)(平成15年10月～)

##### (今後の取組)

- 新たに専門チームを設置し、重複付番の定期的な調査及び過去記録の整理を引き続き進めるとともに、年金個人情報の提供の取組を通じ、本人による記録確認の機会を増加させることにより、年金加入記録の整備を推進。

【実施スケジュール】平成18年3月 専門チーム設置

平成19年3月 被保険者期間中間点通知の実施

- 被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した被保険者等の記録管理を推進。

【実施スケジュール】平成18年度中に開始 年金受給者の生存確認(現況届の省略)

国民年金未加入者の把握・加入勧奨(34歳到達者情報の活用)

平成23年4月～

国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更届等の原則廃止

## (5) 事務処理の迅速化

### (到達目標)

- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。



### (これまでの取組)

- 給付にかかる請求書を提出した後、実際にサービスを受けることができるまでの所要日数が十分に明確化されておらず、所要日数に関する照会が多く寄せられていたことから、「サービススタンダード」を設定し、各種サービスを受けるまでに要する期間を予め必達目標として明確化(平成17年4月)。

※ 医療保険給付;3週間以内、老齢年金・遺族年金;2ヶ月以内、障害年金;3ヶ月半以内



### (今後の取組)

- 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。  
【実施スケジュール】 平成18年5月 17年度における達成状況の公表
- 58歳到達者を対象とした被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付による審査事務の軽減等により、老齢年金裁定の処理日数を短縮する【平成17年度～】。
- 障害年金について、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る【17年度～】。

## (6) 事務処理の標準化

### (到達目標)

- 全国どの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。

### (これまでの取組)

- 全国的に統一した業務マニュアルの作成(平成17年度～)
- 各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式及び添付書類の統一化(平成18年度～)

### (今後の取組)

- 本年10月から、全国統一の業務マニュアルの運用を開始し、職員研修等により徹底するとともに、その精緻化・改良を図る一方、全職員が隨時、検索や閲覧ができる情報システム化を進める【平成18年10月～】。
- オンラインシステムへの入力行為について、全国統一的な処理マニュアルを作成する【平成18年度中～】。
- 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する【平成18年7月～】。
- 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施する。

【平成18年8月～】

- 本人確認の方法や在り方を検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性を考慮した新しい事務処理方式による申請について検討する【平成18年度中～】。
- 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。【実施スケジュール】 平成18年度～ モデル実施及びそれを踏まえた本格実施に向けての段階的取組
- 各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式及び添付書類の統一化を図る【平成18年度～】。
- 恒常的に業務品質の向上を図るための本庁の体制を整備【18年度～】。

## (7) 事務処理の効率化

### (到達目標)

- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。

#### (これまでの取組)

- 健康保険・厚生年金適用関係の36届書及び国民年金適用・保険料関係28届書について入力業務を外部委託。

#### (これまでの状況)

- 市町村を経由して社会保険事務所に提出されている国民年金関係の届書等については、紙媒体で市町村から報告を受けてきた。

#### (これまでの状況)

- 健保・厚年の適用関係届書のうち6届書については、磁気媒体による届出が認められているが、磁気媒体での届出は全体の約9.6%の適用事業所にとどまっており、また、電子申請についても、年間約2千4百件程度の申請件数にとどまっている。

#### (今後の取組)

- 健康保険給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務についても、費用対効果を検証した上で、外部委託化を推進。

##### 【実施スケジュール】

平成17年10月～ 一部の社会保険事務局におけるモデル事業の実施

平成18年度～ 本格実施

#### (今後の取組)

- 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、システム開発に係る費用対効果等を検証した上で、市町村から磁気媒体により報告を受けることについて検討。

##### 【実施スケジュール】

平成17年度～ 市町村実態調査、費用対効果の検証

#### (今後の取組)

- オンライン利用促進のための行動計画(平成18年3月31日CIO連絡会議)に基づき、健保・厚年の適用関係届書のうち6届書について利用率25%(平成20年度)を目指し、電子申請・磁気媒体での届出の利用促進の取組を実施【平成18年度～20年度】。

## (8)社会保険事務所の配置等の見直し

### (到達目標)

- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。



### (これまでの取組)

- 既設の社会保険事務所から遠距離にある人口増加地域に、当該事務所の分室を設置。  
(平成17年7月：呉社会保険事務所東広島分室、平成17年10月：千葉社会保険事務所茂原分室)
- 年金相談業務の急増、人員格差等の特有の問題が生じている首都圏において、これらの解消を図るため、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）の社会保険事務局長を責任者とする「首都圏緊急対応プロジェクト」を設置（平成17年5月）。



### (今後の取組)

- 首都圏においては、緊急の措置として、社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、全国的な見直しに先行して、新たに越谷市、市川市、青梅市に社会保険事務所を設置するとともに、東京23区のうち1区に2カ所配置されている事務所を廃止・統合【平成18年度中～】。
- 平成20年度の新組織移行に併せて、社会保険事務所の配置の全国的見直しを検討・実施。



### (今後の取組)

- 首都圏においては、国民年金被保険者の3分の1を抱えている状況を踏まえ、照会電話への効率的かつ迅速な対応等を図るため、都県単位で国民年金照会専用電話を設置【平成17年10月～】。

## (9) 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化

### (到達目標)

- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。

#### (これまでの取組)

- 被保険者に対する保健事業に関するアンケート調査を実施(平成17年3月)。

#### (これまでの取組)

- 医療費通知の際にレセプト開示の手続等のお知らせを実施(平成17年6月)。

#### (これまでの状況)

- 地域の特性に応じた医療費分析等の医療費適正化対策が必ずしも十分でない。

#### (これまでの取組)

- 社会保険オンラインシステムの中で、年金と健康保険のシステムを一体的に運用。

#### (今後の取組)

- 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る【平成17年度～】。

#### (今後の取組)

- 年1回、被保険者一人ひとりに対して、各種事業の内容についてわかりやすく記載した情報提供を実施【平成17年10月～】。

#### (今後の取組)

- 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進【平成17年度～】。

#### (今後の取組)

- 医療のIT化に対応し、審査・支払機関からの電子データによるレセプトデータの受け取り等、健保システムの充実強化について検討。

#### 【実施スケジュール】

平成17年度～ システムの充実方策について検討

## (10)企業における社会保険事務の支援

### (到達目標)

- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。



### (これまでの取組)

- 健保・厚年の適用事業所において、社会保険事務に関し、相当期間の経験を有する者を社会保険委員に委嘱し、当該事業所の事業主及び被保険者等に対する指導及び相談業務を依頼。



### (今後の取組)

- 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双方向の情報交換(モニター調査等)が行えるよう、メールによる情報提供・交換体制を整備【平成18年度～】。

### (今後の取組)

- 本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合でも、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることについて改めて明確化し、周知を行う【平成17年度～】。

### 3. 年金制度の周知徹底

#### (1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

##### (到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。

##### (これまでの取組)

- 新聞、雑誌等のメディアや市区町村等が発行する機関誌への広告掲載による広報とともに、チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を実施。
- 将来の年金制度を担う中学生・高校生に対する年金教育として年金セミナーを実施。
- 地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を推進するため、各地方社会保険事務局に社会保険関係者及び教育関係者により構成される「年金教育推進協議会」を設置(平成15年度～)。

##### (今後の取組)

- 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、職員教育を徹底する【平成17年度～】。
- 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説した「総合力タログ」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に回答することができる「目的別パンフレット」を作成し、全国展開を図る【平成17年11月～】。
- 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を開する【平成18年度～】。
- 年金受給者向けの「年金受給者のしおり」と同様、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する【平成19年度～】。
- 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座(年金セミナー等)を定期的に開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施【平成17年度～】。
- 中・高生を対象とした年金セミナーを順次拡大するとともに、大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金に係る専門知識を有する民間企業・団体を活用し、大学ごとに年金セミナーを開催する【平成17年度～】。
- 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼【平成18年度～】。

## (2)年金受給権等の確保のための取組の推進

### (到達目標)

- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

#### (これまでの状況)

- 加入期間の不足により老齢基礎年金の受給要件を満たしていない方及び満額受給の要件を満たしていない方については、本人の申出に基づき、一定期間国民年金への任意加入ができる。

#### (これまでの取組)

- 全額保険料免除が適用された期間から9年目及び10年目となる追納期限直前の方について、追納勧奨状を送付。

#### (今後の取組)

- 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討【平成17年～】。

#### (今後の取組)

- 任意加入被保険者(60歳以上 65歳未満等)について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れの防止を図る【平成19年4月～】。

#### (今後の取組)

- 追納勧奨の対象者について、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに対象者とする【平成17年8月～】。
- 追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の追納勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を対象に新たに実施【平成17年8月～】。

## 4. 保険料収納率の向上

### (1)「新たな保険料徴収モデル」の展開

#### (到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

#### (これまでの取組)

- 社会保険事務所ごとに、年度別の行動計画を策定(平成16年10月に平成16年度行動計画を策定し、平成17年4月に平成17年度第1次行動計画の策定)
- 市町村から紙媒体による所得情報の取得を開始(平成16年10月)。
- 委託電話納付督促における接触率等の達成目標の導入(平成17年5月)。

#### (今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進【平成17年度～】。
  - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
  - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
  - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
- 「質と量」を重視した、納付に確実に結びつける納付督促への転換
  - ・ 事務所別の督促業務ごとの効率率、寄与率等を踏まえ、平成17年度第一次行動計画を改訂
  - ・ 各種納付督促業務の連携の強化
  - ・ 接触率、面談率等の達成目標の設定による電話、戸別訪問等の質の向上
  - ・ 未納期間、年齢等の未納者の属性に応じた、催告状の内容等の工夫
  - ・ 民間委託の推進による督促業務の効率的な実施

#### 【実施スケジュール】 平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得

平成17年10月 平成17年度第一次行動計画の改訂、「督促事蹟管理システム」の導入

- 首都圏においては、上記に加え、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施【平成17年10月～】。

## (2)強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

### (到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

### (これまでの取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、強制徴収を実施(平成16年度;約3万件)する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施(平成16年10月)。

### (これまでの取組)

- 国民年金推進員の段階的な増員により保険料収納体制を強化。  
(平成14年度;1,858人 → 平成17年度;3,108人)

### (今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

#### 【実施スケジュール】

平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得

強制徴収の対象を17万件に拡大

平成18年度～ 強制徴収の対象を35万件に拡大

(将来的には、要員の増強を図った上で、60万件に拡大)

### (今後の取組)

- 全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入【平成17年10月～】。
- さらに、勤務実績が優秀な者について、国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員スーパーバイザーとしての登用を検討【平成18年度～】。

### (3) 保険料を納めやすい環境整備の推進

#### (到達目標)

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
  - ・ 口座振替率(平成16年度末:37%)を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。

#### (これまでの取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成16年2月)、インターネット及び携帯電話等(平成16年4月)を活用した保険料納付を可能とした。

#### (これまでの状況)

- 口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められている。
- 種別変更により、第1号被保険者となる度に口座振替による納付の手續が必要。

#### (今後の取組)

- クレジットカードによる国民年金保険料の納付を導入【平成18年度中】。

#### (今後の取組)

- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等  
平成20年度 実施

- 併せて、口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等  
平成20年度 実施

- 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底【平成18年2月～】。

## (4) 民間委託の推進

### (到達目標)

- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。

#### (これまでの取組)

- 国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することを決定。
- 厚年・健保の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として、5ヶ所の社会保険事務所で実施(平成17年6月～)。

#### (これまでの取組)

- 未納者に対する電話督励について外部委託を実施。
- 平成17年度から、電話納付督励業務の委託契約において、委託要領に未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。

#### (今後の取組)

- 国民年金保険料収納業務の市場化テストのモデル事業を5ヶ所の社会保険事務所で実施【平成17年10月～】。
- モデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指してモデル事業の実施箇所数を段階的に拡大する【平成18年度～】。
- 国民年金保険料収納事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施【平成19年度～】。

#### (今後の取組)

- 電話納付督励業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入【平成18年度～】。

## (5) 免除等申請手続の簡素化

### (到達目標)

- 免除等申請者の負担軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

### (これまでの状況)

- 国民年金保険料納付の免除等を受けようとする場合には、毎年度、市町村窓口等への申請書の提出が必要。

### (これまでの状況)

- 障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要。

### (今後の取組)

- 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入【平成18年7月～】。

### (今後の取組)

- 学生納付特例手続について、最初の申請の際に卒業予定年月を把握することにより、当該年月までの間、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載項目を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入【平成19年4月～】。
- 大学等が学生である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができる仕組みを導入【平成19年4月～】。

### (今後の取組)

- 法定免除に該当する方について、福祉事務所等からの情報提供を受けること等により、職権で免除手続を行うこととし、免除の届出を省略【平成18年度中】。

## (6) 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立

### (到達目標)

- 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。

### (これまでの取組)

- 平成13年度までは、国民年金保険料の収納については、市町村が行い、また、納付組織を通じた納付が行われていた。
- 平成14年4月から、国民年金保険料については、国が直接収納することとされ、コンビニやインターネットを利用した保険料納付を可能とし、保険料を納めやすい環境を整備するとともに、未納者に対する納付督促、強制徴収の実施など、各般の保険料収納対策を実施。

### (今後の取組)

- 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、未加入者の早期把握・加入勧奨等における連携を図り、適用の適正化を図る【平成18年度～】。
- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、短期の国民健康保険被保険者証(短期証)を交付できるようにするとともに、短期証の交付対象者が市町村の窓口で国民年金保険料を納付できる仕組みを導入【平成19年4月～】。

### (今後の取組)

- 社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、介護保険事業者、介護保険施設、社会保険労務士)が社会保険料について長期間未納(滞納処分を受けた後、正当な理由なく3ヶ月以上引き続き未納)の場合には、当該事業者等の指定等又はその更新を認めない仕組みを導入【平成20年4月～】。

### (今後の取組)

- パート労働者など従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等について、事業主に対し、必要な協力を依頼【平成18年度～】。

### (今後の取組)

- 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施【平成17年度～】。
- 受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施【平成17年度～】。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼【平成17年度～】。

## (7) 未適用事業所の適用の推進

### (到達目標)

- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。

### (これまでの取組)

- 原則として、従業員5人以上の事業所について呼出による加入指導、従業員20人以上の事業所について戸別訪問等による重点加入指導を実施(平成16年7月)。
- 平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大するとともに、加入指導を受けた後もなお加入の届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした。

### (今後の取組)

- 重点加入指導の対象を順次拡大するとともに、職権による適用についても、重点加入指導の進捗状況を踏まえながら、順次、対象の拡大を図る。

【実施スケジュール】 平成18年度～ 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大

## (8) 労働保険との徴収事務の一元化

### (到達目標)

- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

### (これまでの取組)

- 全国の社会保険事務所(312 か所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付等の事務を実施。
- インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付。

### (今後の取組)

- 平成 18 年度から、以下の取組を実施予定。
  - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施
  - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
  - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
  - エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)
- 労働保険における年度更新(当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付)の期限を社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一【平成20年度～】。

## 5. 予算執行の無駄の排除

### (1) 予算執行・会計の見直し①

#### (到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

#### (これまでの取組)

- 競争入札又は企画競争の原則化(平成16年8月)、調達委員会の設置(平成16年10月)及び調達コスト削減目標数値の設定(平成17年3月)等により、予算執行の透明性を確保。

#### (これまでの取組)

- 社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、社会保険事務所における事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築(平成16年10月)。

#### (これまでの状況)

- 現在、社会保険庁は、厚生保険特別会計(政管健保事業に係る収支を経理する健康勘定を含む)、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3特別会計を管理。

#### (今後の取組)

- 予算の積算と決算が連動して検証できるよう、予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる【平成18年度予算要求～】。

#### (今後の取組)

- 事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討するため、事業目標の達成状況とコストの相關関係の分析を実施【平成17年度～】。

#### (今後の取組)

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計を統合し、事務事業の合理化・効率化を図る【平成19年度～】。
- 船員保険特別会計については、健康保険に相当する部分等を全国健康保険協会等に移管した上で、労働保険特別会計に統合【平成22年度～】。

## (1)予算執行・会計の見直し②

### (到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

#### (これまでの状況)

- 年金事務費については、国の厳しい財政事情に鑑み、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置を実施(平成10年度～)。
- 年金事務費の財源区分を見直し、国民の理解が得られるよう、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定し、職員宿舎や公用車等の内部管理経費については、国庫負担とした(平成17年度～)。

#### (今後の取組)

- 受益と負担の明確化等を図るため、年金事務費への保険料充当の仕組みを恒久化(ただし、事務費負担の財源区分は平成17年度、18年度と同様とし、職員人件費、内部管理経費については国庫負担)【平成19年度～】。

#### (これまでの状況)

- 「被保険者等の福祉を増進するために必要な施設をすることができる」旨の国民年金法及び厚生年金保険法上の規定を根拠に、年金福祉施設の設置等のほか、年金相談、年金教育・広報等を実施。
- 独立行政法人「年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、年金福祉施設等の整理合理化に着手(平成17年10月～)。

#### (今後の取組)

- 「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、「年金教育・広報、年金相談、被保険者等への情報提供等の国民年金事業・厚生年金保険事業の円滑な実施等を図るための事業を行うことができる」旨の規定等を整備し、保険料財源により実施する事業の範囲の明確化を図る【平成19年4月～】。

## (2)社会保険オンラインシステムの刷新

### (到達目標)

- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト+ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。



### (これまでの取組)

- 社会保険オンラインシステム刷新可能性調査の実施(平成16年1月～平成17年3月)。
- 社会保険業務に係る業務・システムの見直し方針の策定(平成17年6月)。
- 「社会保険業務の業務・システム最適化計画」の策定(平成18年3月)。



### (今後の取組)

- 最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る【平成18年度から平成22年度まで】。
  - ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター（3カ所）の機能統合などによりシステム運用経費を削減。
  - ・原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保。
  - ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化。
  - ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保。

## 6. 個人情報保護の徹底

### (到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。



### (これまでの取組)

- 職員毎のカード番号固定化(平成16年7月)及び本人識別のためのパスワードの登録(平成16年10月)。
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備(平成17年3月)。
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施(隨時)。



### (今後の取組)

- ねんきん事業機構による年金個人情報の利用・提供について、政府管掌年金事業の運営に関する事務のほか、法令上具体的に明記された事務以外には認めないこととする規定を整備【平成20年10月～】。

### (今後の取組)

- 年金業務と他の社会保険に関する業務の連携を図る上で、基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、基礎年金番号を適正に活用するための利用制限等を規定【平成20年10月～】。

## 7. 意識改革の徹底

### (到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

#### (これまでの状況)

- 現行の国家公務員制度においても、能力、実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映することができる制度となっているが、十分な運用が行われてこなかった。

#### (これまでの状況)

- 各地方社会保険事務局間及び各社会保険事務所間の競争を促す取組が不十分。

#### (これまでの取組)

- 社会保険大学校における集合研修として、新規採用者、採用後3年目の若手職員、採用後7～10年目の中堅職員等を対象とした職務階層別研修及び一定の業務に携わる職員を対象とした業務別研修を実施。

#### (今後の取組)

- 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。一定職以上の者を対象として、平成17年度下半期に試行的に実施した上で、平成18年度から本格実施し、さらに、平成19年度までに全職員を対象として本格実施。

#### (今後の取組)

- 主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、事務局・事務所ごとの年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

【実施スケジュール】  
平成18年9月以降 17年度の取組の公表及び  
長官表彰

#### (今後の取組)

- 社会保険事業の中で重要課題となっている年金相談などの業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、通信研修を段階的に実施【平成18年度～】。
- 家庭の事情等により、大学校における集合研修への参加が困難な中堅職員を対象に、通信研修を実施【平成18年1月～】。

## 8. 能力重視の人事政策の断行

(到達目標)

- 能力本位で広域的な人事を行い、ガバナンスの利いた組織を実現する。



(これまでの取組)

- ブロック単位の広域的な人事異動や、本庁と地方との間の人事異動の拡大(平成17年4月～)
- 地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大(平成17年10月～)



(今後の取組)

- 社会保険庁の人事政策について、以下の基本方針に基づき、抜本的な改革を行う。<平成18年度から順次>
  - ・事務局・事務所の幹部人事について、事務局推薦による方式を改め、本庁主導に移行する。
  - ・年功序列や地域の事情にとらわれず、能力本位で、広域的な人事を行う。
  - ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを發揮できる者を積極的に登用する。また、幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置等を行う。
  - ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視して行う。
  - ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を検討する。
  - ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施する。
  - ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用する。

(参考1)

## 「業務改革プログラム」に基づく取組のスケジュール

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
法令に則った業務運行の徹底				
法令遵守意識の徹底		18.6～ 外部からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用の徹底		
業務処理の手順・システムの整備		18.7～ 法令遵守委員会の調査範囲の拡大		
監査部門の機能強化		18.7～ 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置		
カスタマーサービス化に向けて体制整備及び業務執行ルールの充実		18.7～ 法令遵守研修の充実		
国民サービスの向上				
お客様の満足度向上したサービスの改善	17.3～ 定期的な「お客様満足度調査」の実施	18年度～ 民間の調査機関による窓口サービス実態調査の実施		
年金相談体制及び年金個人情報の提供等の充実		17.10～ 中央年金相談室の体制の拡充及び年金電話相談センターのネットワーク化	19年度～ 総合コールセンターの整備	
	各種通知書類等の見直し(随時)	18年度～ モニター調査		
	地域によって様式が異なっている届書の統一化（～18年度）			
		19.3～ 中間点通知の導入	20.4～ ポイント制の導入	
	17.1～ インターネットによる年金個人情報の提供	18.3～ インターネットによる被保険者記録の即時提供		

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談者能力の向上		17年度中～ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーに対する年金相談研修の実施 17年度～ 年金相談員のスキルに応じた研修等の実施		
被保険者及び年金受給者の記録管理の効率化		18.3～ 年金個人情報の提供による加入記録整備の促進		18年度～ 住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理を推進
事務処理の効率化	17年度～ 「サービススタンダード」の設定・達成状況の公表等	17年度中～ 障害年金の事務処理方法の見直しの検討	18.10～ 全国的に統一された「業務マニュアル」の運用 18年度中～ オンラインシステムの入力について、全国統一的な処理マニュアルの作成	18.7～ 各種広報について、本庁協議の徹底 18.8～ 全国統一的な事務処理規程の策定 18年度中～ インターネットや電話など新しい事務処理方式による申請について検討
事務処理の標準化	17年度～ 入力業務の外部委託の推進	18年度～ 健康保険給付関係、年金給付関係の届書の入力業務についても外部委託化を推進		
事務処理の効率化		17年度～ 市町村経由の国年関係届書の磁気媒体化についての実態調査及び費用対効果の検証 17年度～ 電子申請・磁気媒体届の推進		
社会保険事務所の配置の見直し		18年度～ 首都圏における社会保険事務所等の拠点の見直し 17.10～ 首都圏における国民年金電話照会の集約化		20年度 全国的見直しの検討・実施

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
政府・公法人の設立を見据え、保健医療化の強化	17年度～ 健診受診者の拡大等、保健事業の充実 17. 10～ 毎年、被保険者に対して、各種保健事業の内容についての情報提供を実施	17年度～ 地域の実情に応じた効果的な保健事業の取組 17. 年度～ 健保システムの強化充実の検討		
企業における社会保険導入の支援		18年度～ 社会保険委員への電子メールによるリアルタイムな情報提供 17年度～ 本社における社会保険の適用手続の周知		
<b>年金制度の周知徹底</b>				
職員に対する年金教育の徹底(臨時)	17. 11～ 国民年金のメリット等について分かりやすく解説した「総合カタログ」や「目的別パンフレット」の作成 17年度～ 地方社会保险事務局主催の公開講座(年金セミナー等)の開催 17年度～ 大学における「年金セミナー」の開催	18年度～ 文科省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底 18年度～ 社保庁ホームページにおける「ネット番組」、「キッズページ」の作成 19年度～ 「年金被保険者のしおり」の配布		
年金受給条件の確保のための取組の推進	17年度～ 年金満額受給の要件を満たしていない方を対象とする任意加入の勧奨の検討 17. 8～ 追納勧奨対象者の拡大及び勧奨時期の見直し	18. 4～ 任意加入被保険者について口座振替による保険料納付の原則化		
<b>保険料徴収の向上</b>				
最新の保険料徴収モデルの展開	17. 8～ 所得情報の電子媒体による取得、「新たな保険料徴収モデル」の全国展開			
名刺登録の拡大及び保険料徴収の強化	17年度 強制徴収を17万件に拡大 17. 10～ 国民年金推進員について成果主義的な給与体系を導入	18年度 強制徴収を35万件に拡大。(将来的には、要員の増強を図った上で、60万件に拡大) 18年度～ 国民年金推進員スーパーバイザーの登用		
保険料を改めやすい運営基準の推進		18年度中～ クレジットカードによる国民年金保険料納付 18. 2～ 口座振替の利用勧奨の徹底	20年度～ 口座振替制度の利便性の向上	

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民百姓の標準化	17. 10～ 市場化テストモデル事業(国年保険料収納事業)の実施	18. 年度～ モデル事業の実施箇所の段階的拡大	19. 年度～ 「公共サービス改革法案」に基づく国年収納事業の実施	
免除申請手続の簡素化		18. 年度～ 国年の電話納付奨励委託契約への成功報酬等の導入 18. 7～ 免除申請手続の簡素化		
市町村・事業主・関係団体との連携制度との新たな連携・連携体制の確立		18. 年度中～ 法定免除該当者の自動免除手続等の実施 18. 年度～ 市町村国保との連携による加入勧奨	19. 4～ 学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入 19. 4～ 大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入	
未適用事業所の適用の推進			19. 4～ 国年保険料未納者に対する国保短期証の交付・市町村における納付受託 20. 4～ 社会保険制度内の連携	
労働保険の取り扱いの統一化	17. 年度～ 法律改正事項の検討		18. 年度～ 事業主への保険料納付の勧奨等についての協力依頼 17. 年度～ 同意の得られた都道府県から順次、商工会へ保険料収納業務を委託 17. 年度～ 国保組合への保険料納付促進についての協力依頼	
予算執行・会計の見直し		18. 年度～ 重点加入指導の対象を従業員10人以上の未適用事業所へ拡大		
社会保険の最適化システムの開発		17. 年度～ 法律改正事項の検討	制度改正に併せて、所要の措置を実施	
		18. 年度予算要求～ 予算積算と決算との連動した検証・執行結果の予算要求への反映 17. 年度～ 事業コストの管理・分析及び効率的なコスト配分の実施		
			19. 年度～ 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計の統合 19. 年度～ 年金事務費への保険料充当の恒久化 19. 4～ 保険料財源により実施する事業の範囲の明確化	
	見直し方針の策定(～17. 6)	最適化計画の策定(17. 7～18. 3)	18. 年度～ オンラインシステムの最適化計画の実施	

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
<b>個人情報保護の徹底</b>				
	17年度～ 個人情報保護の徹底			20. 10～ 年金個人情報の利用規程の整備
<b>育成等の実績</b>				
		18年度～ 新人事評価システムの導入 (一定職以上の者を対象)	(19年度～ 全職員を対象)	
	17年度～ 事務局・事務所グランプリの実施			
		17年度中～ 職員の通信研修の段階的実施		
<b>働き易い人事情報の取扱</b>				
			18年度から順次～ 人事政策の抜本的改革	



## セカンドステージにおける業務改革(150項目)の全体像について

- 平成20年度の新組織の発足に向け、
    - ・「緊急対応プログラム」に基づく43項目の取組
    - ・「業務改革プログラム」に基づく107項目の取組
- 「緊急対応プログラム」の具体化・発展型の取組 40項目  
新規の取組 67項目
- を通じて、業務改革を推進。

## 1. 法令に則った業務執行の面倒へコンプライアンスの確立された業務執行体制の整備に向かう取組を推進へ

### 「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

### 「業務改革プログラム」に基づく取組

### 到達目標

- 内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置

#### 法令遵守意識の徹底

- 外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用の徹底。
- 法令遵守委員会の調査範囲の拡大。
- 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置。
- 法令遵守研修の充実。【新規】
- 法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯することによる「見える化」の実施。【新規】
- 職員からの職務遂行上の疑問等に係る相談等について、迅速かつ機動的に対応ができる仕組みの整備。【新規】

△ 職員一人一人について、社会保険制度に対する深い理解に基づく法令遵守意識の徹底を図る。

#### 事務処理のチェックシステムの整備【新規】

- 入力処理履歴から事務所ごとの特定の入力記録を抽出した上で、統計的に整理し、異常数値を監視するシステムを開発。
- 国民年金の免除等の申請書の入力等の共同事務センターへの集約化、OCRによる処理の必須化及び窓口装置からの直接入力の原則禁止。
- 平成22年度末に稼働予定の刷新システムにおいて、以下のチェック機能を整備。
  - ・入力業務は、集約事務センターに集中化。
  - ・スキャナー装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定。
  - ・監察部門に対し、調査・分析データを提供。

△ 不適切処理の防止及び早発見が可能となるチェックシステムを整備し、適切な事務処理を確保する。

#### 監査部門の機能強化【新規】

- 地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位に集約化するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監査を行う仕組みを導入。
- 予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換。
- 「ねんきん事業機構」において設置予定の外部専門人材を登用した「特別監査官」及び「特別監査官補佐」について、現行組織において先行実施。

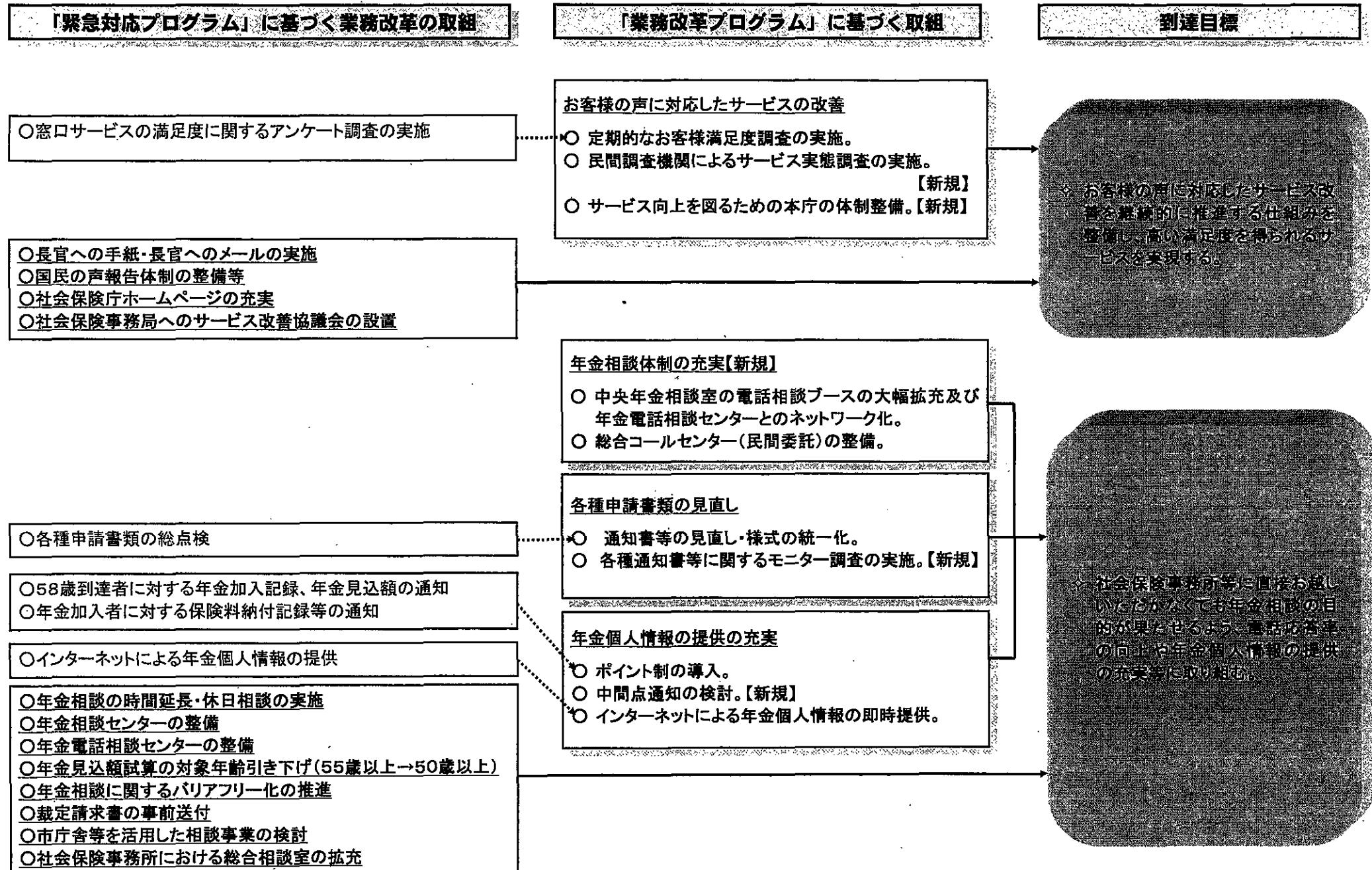
→ 不適正処理の早期発見及び是正を重視した実効性の高い監査業務を展開する。

#### ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立【新規】

- 事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制強化を図る。
- 不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、職員行動規範を改正し、組織内の日常的な業務執行ルールを明確化し、徹底する。
- 現場からの内部改善提案制度や国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方策を徹底させる機能の強化。

→ 組織内の日常的な業務執行ルールを確立・徹底する。

## 2. 国民サービスの向上 ~「行政サービスのトータルプランナー」を目指した取組を推進~



- 年金相談業務における社会保険労務士の活用方策の検討
- 年金相談における民間ビジネスとしての環境整備

- 住基ネットワーク等を活用した年金受給者の生存確認

#### 年金相談業務の質の向上

- 年金相談員のスキル別の研修の実施等を検討。  
【新規】
- 社会保険労務士等に対する研修を検討。

◆ すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。

#### 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底

- 年金個人情報の提供による加入記録整備の推進。  
【新規】
- 住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理を推進。

◆ すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。

#### サービススタンダードの設定・徹底 【新規】

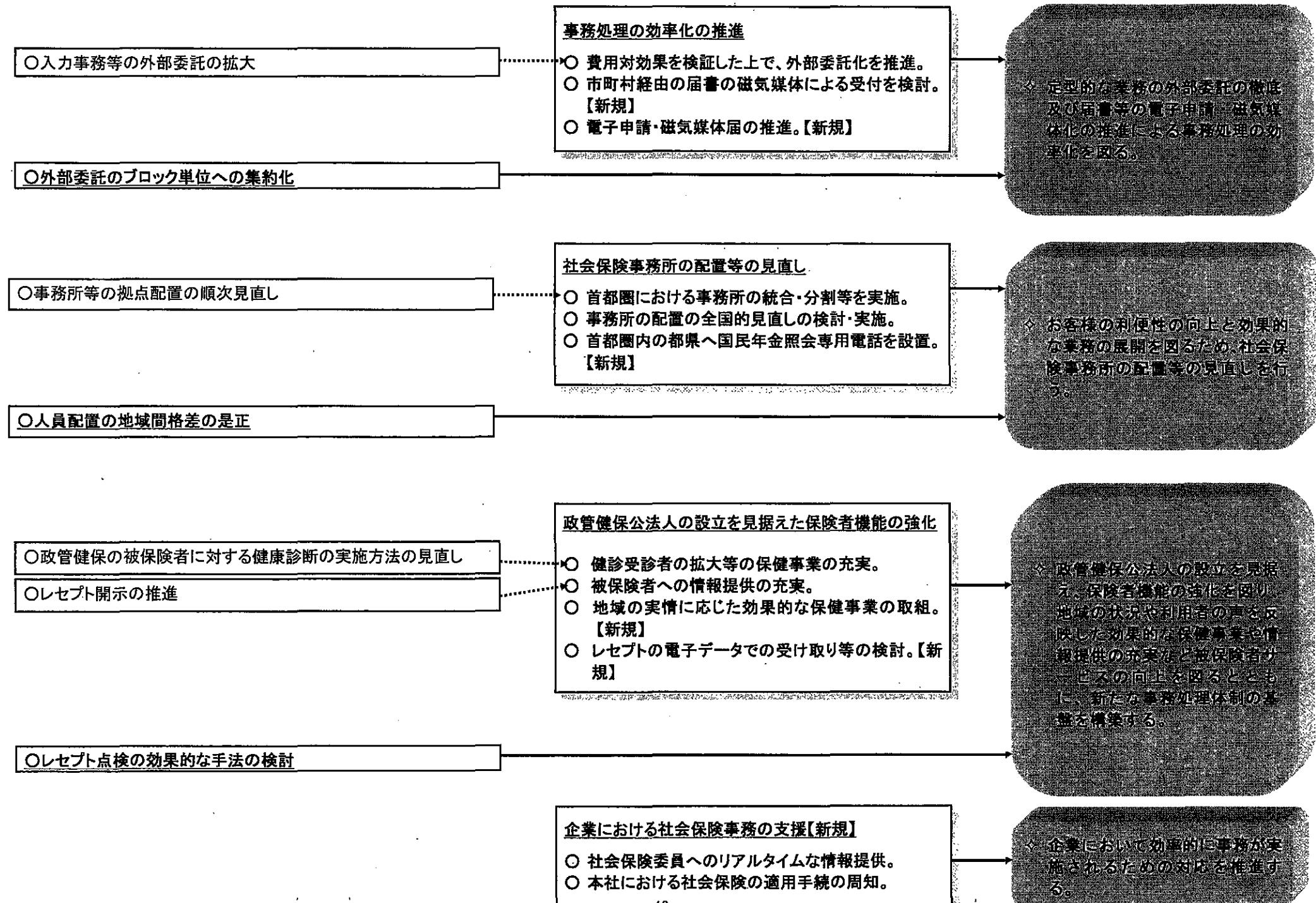
- サービススタンダードの達成状況の把握・公表及び問題点の改善。
- 年金裁定の処理日数の短縮。
- 障害年金の事務処理方法の見直しの検討。

◆ 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。

#### 事務処理の標準化の推進 【新規】

- 全国統一の業務マニュアル作成及び運用。
- オンラインシステムへの入力行為について、全国統一的な処理マニュアルの作成。
- 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合における本庁への協議の徹底。
- 社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施。
- 本人確認の方法や在り方を検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性を考慮した新しい事務処理方式による申請について検討。
- 業務ノウハウの共有化。
- 業務品質の向上を図るための体制整備。

◆ 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。



### 3. 年金制度の周知徹底～保険料を納めていたがための取組を推進～

#### 「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

- 年金教育における社会保険大学校の活用

- 各種情報提供の効果的・効率的な実施
- 中高生を対象とした年金教育

- 国年の資格喪失後、厚年への加入届出がない者に対する通知
- ハローワークとの連携により、失業者へ種別変更や免除手続の周知徹底
- 厚年脱退後、国年への加入がない者についての職権適用

#### 「業務改革プログラム」に基づく取組

##### 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

- 年金サービスに従事する職員が年金制度の意義・役割について十分な説明が行えるよう職員教育を徹底する。
- 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説した「総合力タログ」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に回答することができる「目的別パンフレット」の作成。【新規】
- 年金制度を解説したネット番組の配信と、ホームページにおいてキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開。【新規】
- 年金制度の仕組みや必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」の作成及び配布。【新規】
- 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座(年金セミナー等)を定期的に開催。【新規】
- 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、大学ごとに年金セミナーを開催。【新規】
- 文科省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底。【新規】

##### 年金受給権等の確保のための取組の推進【新規】

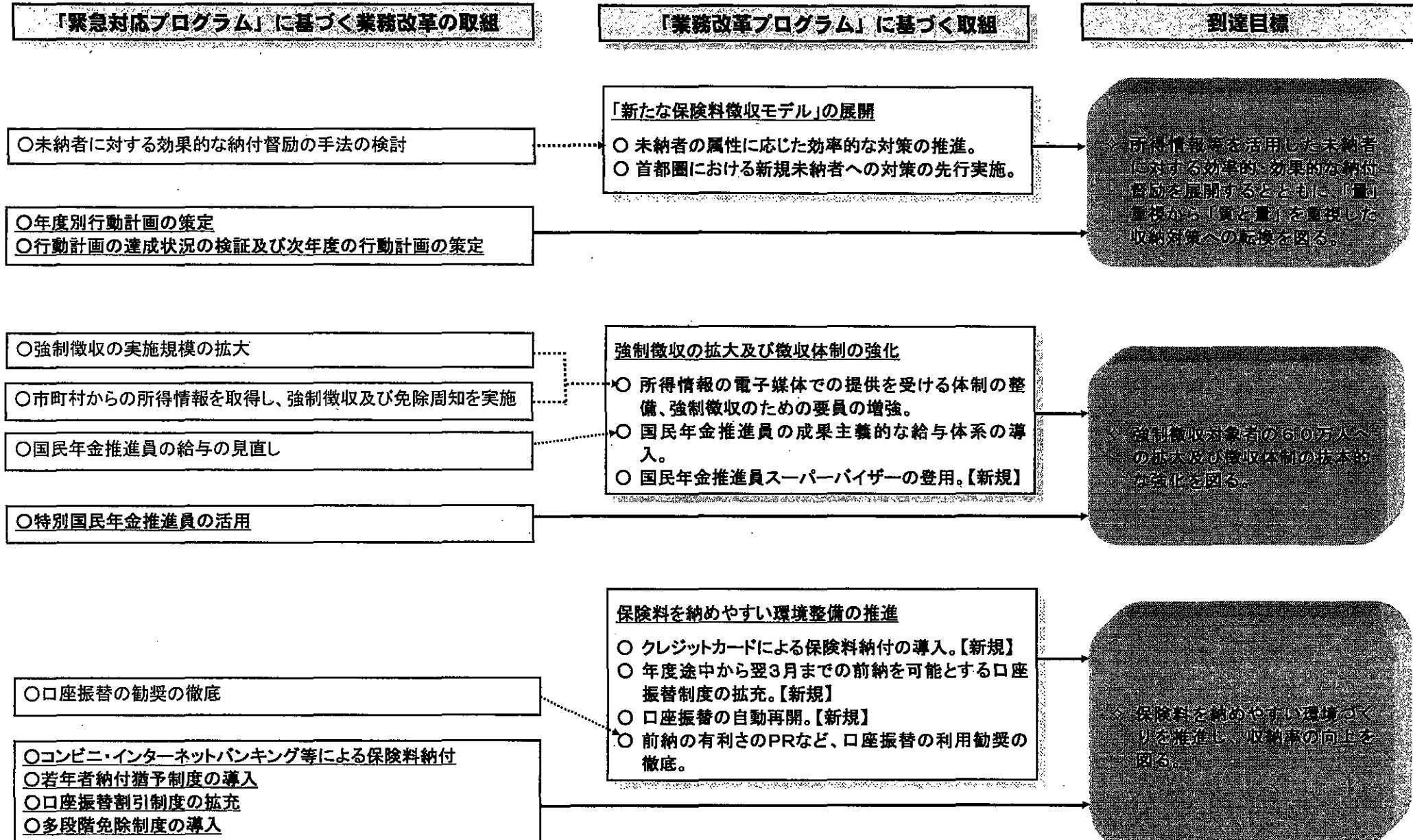
- 満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入勧奨の検討。
- 任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化。
- 追納勧奨対象者の拡大。
- 追納勧奨状の送付時期等の見直し。

#### 到達目標

△創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める

△年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

#### 4. 保険料収納率の向上（国民年金保険料収納率80%）を目指した取組を推進へ



○コア業務以外の業務に関する外部委託の拡大

#### 民間委託の推進

- 市場化テストモデル事業の実施。
- 市場化テストモデル事業の実施箇所の段階的な拡大。
- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案」に基づく国民年金保険料収納事業の実施。【新規】
- 電話納付督励委託契約の成功報酬等の導入。【新規】

民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。

○関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下での納付率向上の加速化

#### 免除等申請手続の簡素化【新規】

- 全額免除対象者等の免除手続の簡素化。
- 学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入。
- 大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入。
- 法定免除該当者の自動免除手続等の実施。

免除等申請者の負担軽減を図るとともに、免除等を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

○商工会等への保険料収納の委託

#### 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立

- 国年と国保の被保険者資格情報の相互提供による未加入者の早期把握・加入勧奨等の連携。
- 国民年金保険料未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付・交付対象者による市町村への国年保険料の納付委託。
- 社会保険に密接に関わる事業者等が長期間にわたって社会保険料を未納の場合には、当該事業者等の指定等又はその更新を認めない仕組みの導入。
- 事業主に対し、パートなど従業員への国年保険料納付の勧奨等について、協力を依頼。
- 商工会を納付受託者に指定し、受託した商工会は、商工会での窓口収納、戸別訪問による納付案内、口座振替の勧奨を実施。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼。

市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制を確立する。

○厚年・健保の未適用事業所への加入指導の強化

#### 未適用事業所の適用の推進

- 重点加入指導、職権適用の対象の順次拡大。

厚生年金・健康保険の未適用事業所について、重点・順次適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。

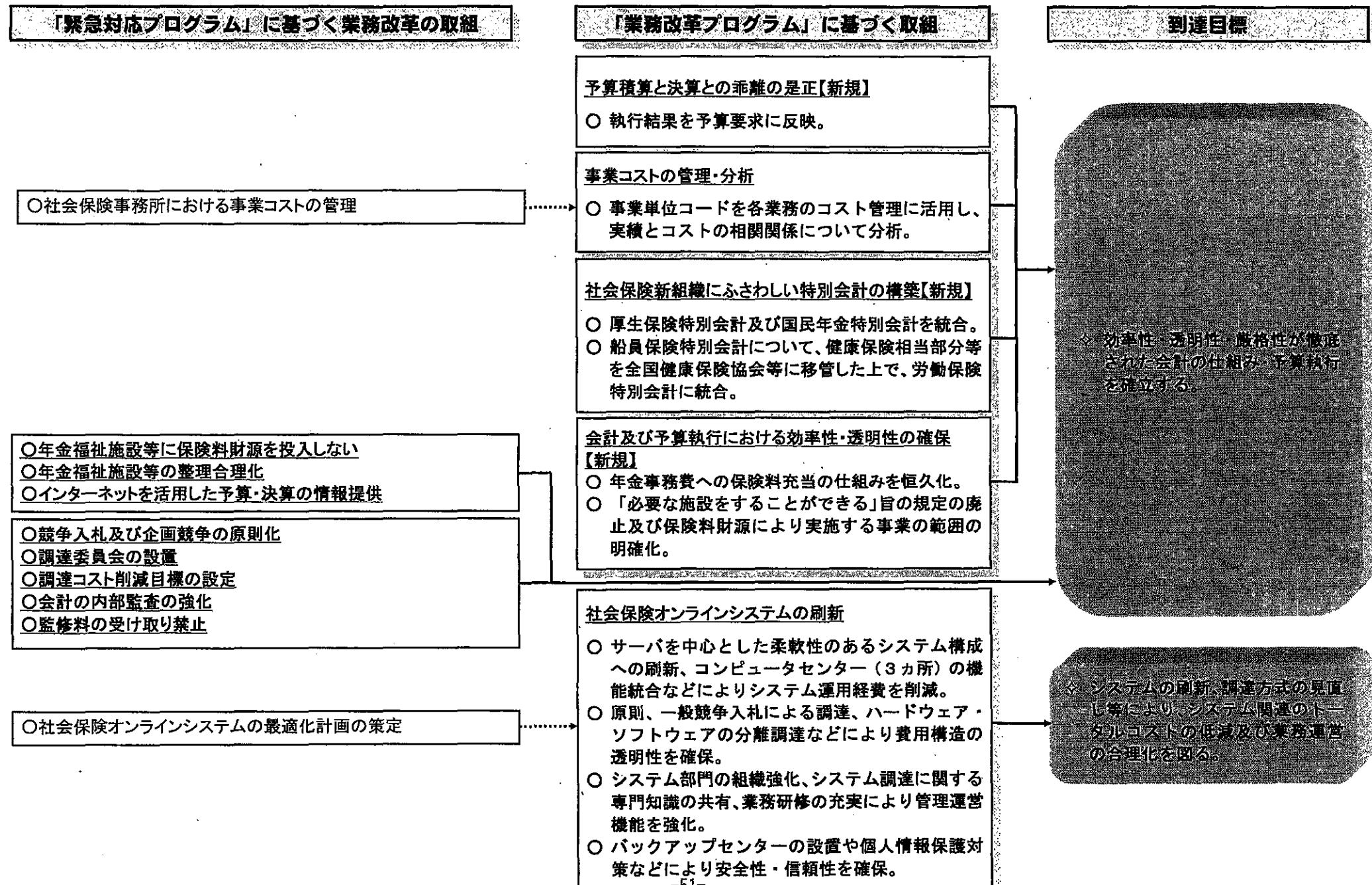
○労働保険との徴収事務の一元化

労働保険との徴収事務の一元化

- 平成18年度から、以下の取組を実施。
  - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施
  - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
  - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
  - エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)
- 労働保険における年度更新と社会保険の算定基礎届の提出期限を統一。

◆労働保険との徴収事務の一元化を推進する

## 5. 予算執行の実行の推進

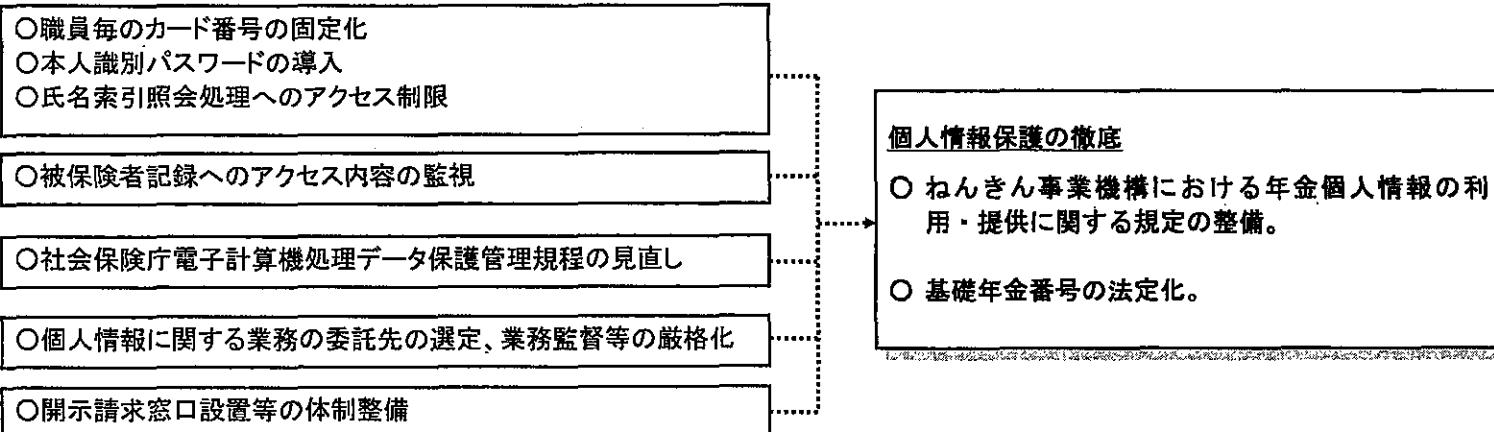


## 6. 個人情報保護の徹底

### 「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

### 「業務改革プログラム」に基づく取組

### 到達目標



個人情報保護の重要性についての認識が徹底され、職場を実現する

## 7. 業務改革の徹底

### 「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

### 「業務改革プログラム」に基づく取組

### 到達目標

- 各事務局、事務所ごとの事業実績の公表による競争の促進

#### 人事評価システムの導入【新規】

- 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。

#### 社会保険事務局・事務所グランプリの実施

- 主要な事業の取組状況について、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

#### 通信研修の導入【新規】

- 年金相談などの業務に携わる職員を中心として、通信研修を段階的に実施。
- 家庭の事情等により、大学校における集合研修への参加が不可能なものへの通信研修を実施。

- 内部改善提案制度の創設
- 職員行動規範の策定及び徹底
- 地方職員の本庁ポストへの登用
- 職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し

今ままでの職員が改革意欲を有する組織を実現する。

## 8. 能力本位の人事政策の施行

### 「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

### 「業務改革プログラム」に基づく取組

### 到達目標

○本庁と地方庁の人事交流の拡大

#### ○ 人事政策の抜本的な改革

- ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導に移行。
- ・年功序列や地域の事情にとらわれず、能力本位での広域的な人事の実施。
- ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者の積極的登用及び幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置。
- ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視。
- ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を検討。
- ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施。
- ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用。

能力本位で抜本的な人事を行  
い、リーダーシップの発揮した組織を実現する。

## 9. 極端内部の改革

